

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 8 年 6 月 18 日	
宮崎県知事 殿	
提出者	
住 所 宮崎県都城市都北町3番	
氏 名 住友ゴム工業株式会社 宮崎工場 工場長 小原 圭	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0986-38-1311	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	住友ゴム工業株式会社 宮崎工場
事業場の所在地	宮崎県都城市都北町3番
計画期間	令和8年4月～令和9年3月
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	1911 自動車タイヤ・チューブ製造業
②事業の規模	製造品出荷額 1,137億円 (2025年)
③従業員数	1,597人 (R8.4.1現在)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1 「タイヤの製造工程」 別紙-2 「工場配置図」 別紙-3 「産業廃棄物処理フロー」 参照

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙－4「管理体制」参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項・・・・・・別紙参照

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 処理先（社内、社外）別も含めると50種類以上に分別している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状維持。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	3,306 t	t
	(これまでに実施した取組) 中間タイヤ材料の次工程へ搬送時の密着防止目的でポリエチレンシートを使用しているが、多量のため、工場内でシート再生（破碎→ペレット→シート作成）を行っている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	3,306 t	t
	(今後実施する予定の取組) 生産量によって変動するが、ほぼ現状維持。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	819 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	794 t	t
	(これまでに実施した取組) タイヤスクラップを焼却処理し、蒸気を発生させて生産工程にて利用している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	汚泥
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	50 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	25 t	t
	(今後実施する予定の取組) 社内焼却を縮小し、タイヤスクラップをチップ化して有価物化する。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 直接埋立は2005年以降ゼロである。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後も埋立ゼロ予定。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項 ・ ・ ・ ・ ・ 以下は別紙参照下さい。

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

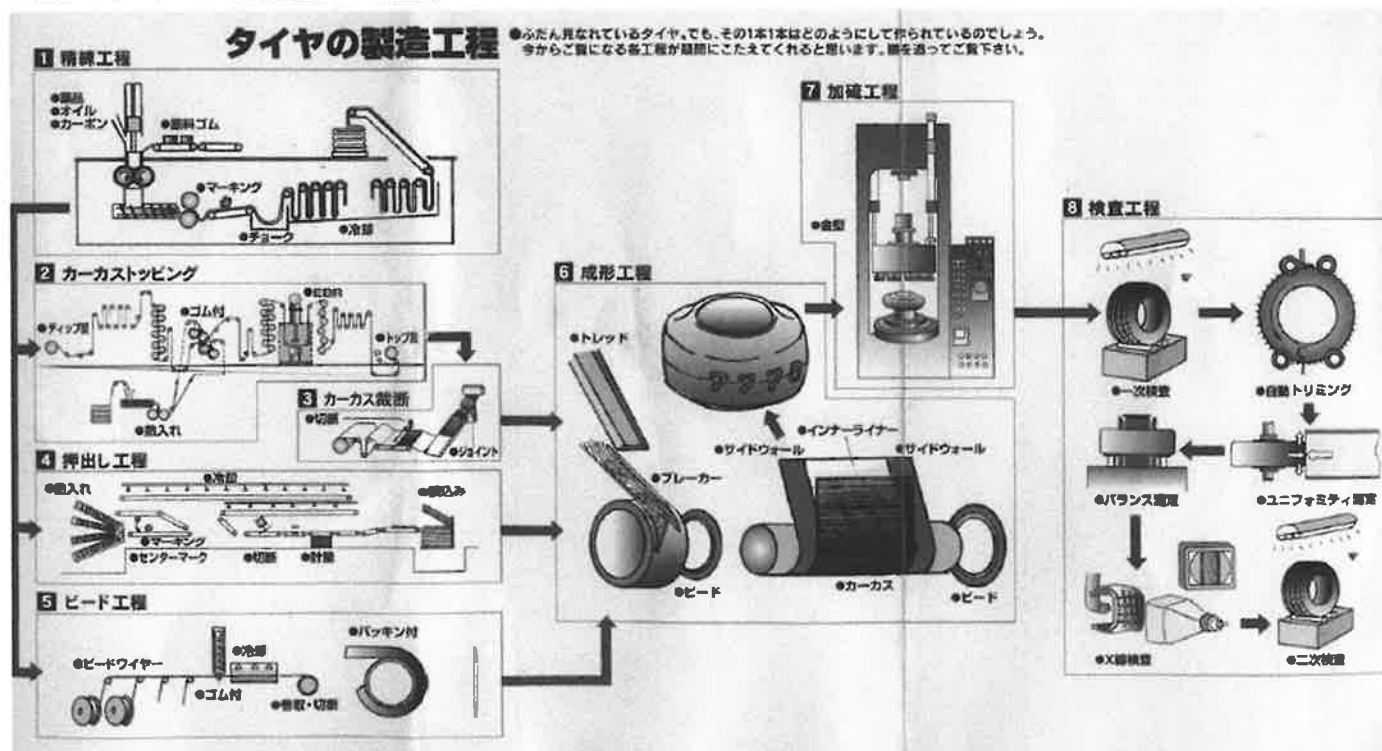
①現状	【前年度（令和7年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	その他	合計
	全処理委託量	454 t	49 t	2,281 t	43 t	45 t	18 t	11 t	2,901 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	235 t	0 t	25 t	0 t	0 t	14 t	0 t	274.0 t
	再生利用業者への 処理委託量	382 t	0 t	194 t	0 t	45 t	18 t	0 t	639.0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	72 t	49 t	1,466 t	0 t	0 t	0 t	11 t	1,598.0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	621 t	43 t	0 t	0 t	0 t	664.0 t
	(これまでに実施した取組)								
廃プラスチック類の社内処理化の取組みを継続して、外部への委託量を減らした。 ①廃プラスチック類の新たな有価物化継続および、②タイヤスクラップのチップ化による有価物化を進め、排出量削減できた。									
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	その他	合計
	全処理委託量	449 t	49 t	2,258 t	43 t	45 t	18 t	11 t	2,872 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	233 t	0 t	25 t	0 t	0 t	14 t	0 t	271 t
	再生利用業者への 処理委託量	378 t	0 t	192 t	0 t	45 t	18 t	0 t	633 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	71 t	49 t	1,451 t	0 t	0 t	0 t	11 t	1,582 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	615 t	43 t	0 t	0 t	0 t	657 t
	(今後実施する予定の取組)								
タイヤ生産における歩留まり向上のさらなる推進と、廃棄物削減分科会による改善活動推進、及び廃プラスチック類の有価物化や社内処理化推進で、処理委託量の1%以上減少を図る。									

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	その他	合計
	排出量	454 t	49 t	6,381 t	43 t	45 t	18 t	11 t	7,001 t
	（これまでに実施した取組） ①廃プラスチック類の新たな有価物化施策を継続できた。 ②タイヤスクラップのチップ化による有価物化を進め、排出量削減できた。								
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	その他	合計
	排出量	449 t	49 t	6,317 t	43 t	45 t	18 t	11 t	6,931 t
	（今後実施する予定の取組） タイヤ生産における歩留まり向上のさらなる推進と、廃棄物削減分科会による改善活動推進、及び廃プラスチック類の有価物化の令和7年度施策の拡大で、排出量の減少を図る。								

【タイヤの製造工程】

【別紙-1】



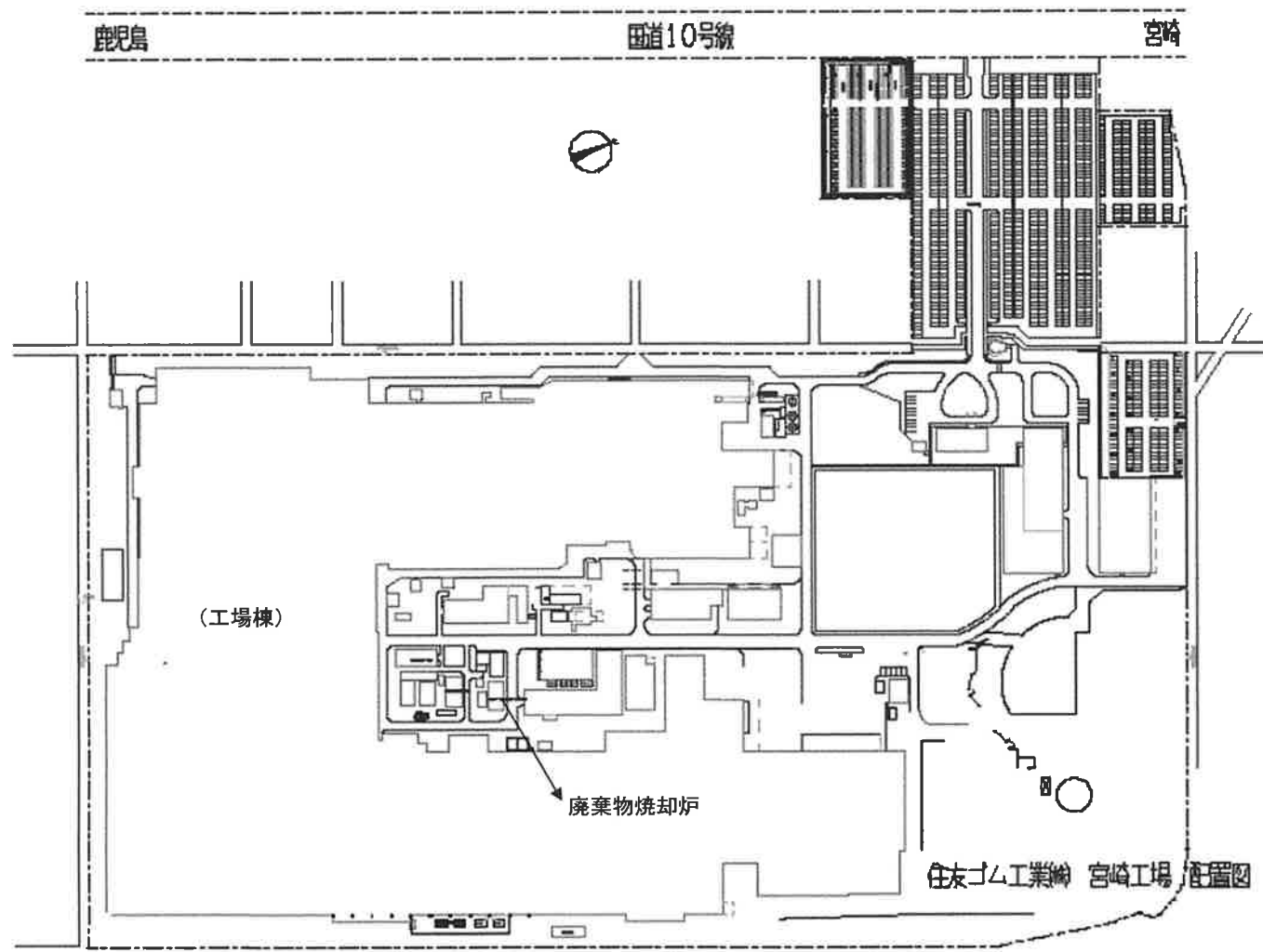
原材料を素材工程(混合、トッピング、押出、ビード)で加工し、成形工程で組み立て、加硫工程で金型に熱と圧力を加えて弾力のある製品タイヤとなる。

バランス等の品質検査を行い、出荷される。

加硫前の材料は解体・分別し、再利用できるが、品質に影響するものは廃棄する。

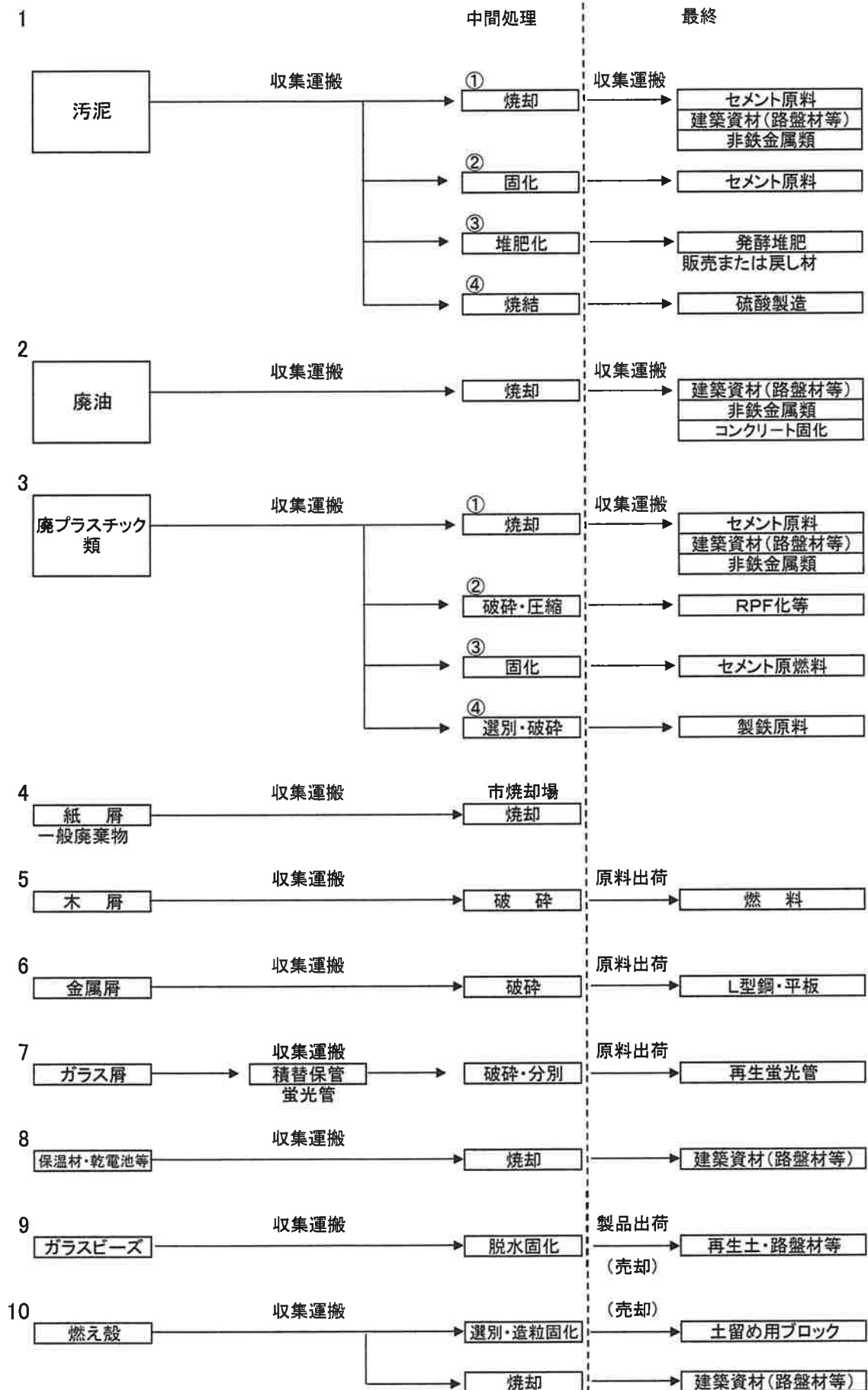
加硫済みタイヤは工場では原材料としては再使用不可で、焼却炉で廃熱回収を行う

【別紙-2】

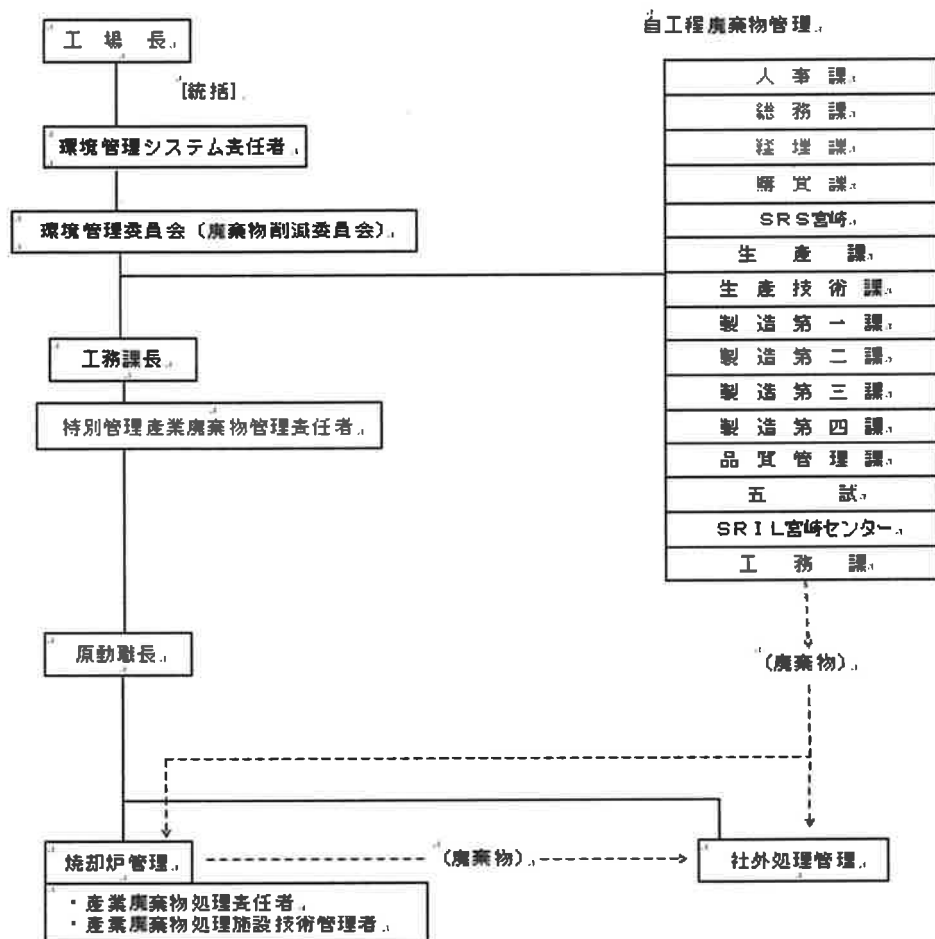


産業廃棄物処理フロー（処理委託分）

【別紙-3】



廃棄物管理組織図



法定資格

1. 特別管理産業廃棄物管理責任者
2. 産業廃棄物処理施設技術管理者